

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 福祉資金貸付運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）がこの法人の規程第4号委員会設置規程第2条第1項第2号の規定に基づき、福祉資金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、福祉資金の円滑適正な運用をはかることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について、この法人の会長（以下「会長」という。）に意見を具申するものとする。

- (1) 資金運営の大綱
- (2) 償還金の支払猶予
- (3) 償還金の支払免除
- (4) 一時償還及び貸付けの停止
- (5) その他会長が必要と認める事項

(委 員)

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 理事 | 1名 |
| (2) 評議員 | 1名 |
| (3) 民生委員 | 2名 |
| (4) 学識経験者 | 1名 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 1名 |
| (6) この法人の職員 | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 役員は委員が互選する。

(役員 の 任 務)

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委 員 会)

第 7 条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は委員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができないものとする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(意 見 の 聴 取)

第 8 条 委員会は、必要に応じ貸付対象者を担当する民生委員等、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、この法人の事務局においてこれを処理する。

(記 録)

第 10 条 委員会は、毎回会議録を作成し、保存するものとする。

(委 任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。